

環境行動計画の点検

平成24年3月

国土交通省

目 次

1. 点検の位置づけ	P. 2
2. 点検結果	P. 3
2. 1 点検結果	
2. 2 分野毎の取組状況	
3. 今後の取組	P. 6
資料 1 平成 22 年度から平成 23 年度にかけての国土交通行政に係る 環境政策に関する動向	P. 7
資料 2 法令及び計画	P. 10
資料 3 環境政策に関わる審議会等での審議状況	P. 13
資料 4 平成 22 年度補正予算及び平成 23 年度予算（平成 23 年度 補正予算を含む）の状況	P. 14
資料 5 平成 23 年度税制改正の状況	P. 16

別 紙 調査票

1. 点検の位置づけ

環境行動計画（以下「本計画」という。）は、環境政策をめぐる情勢の変化を踏まえ、施策体系を再構築し、国土交通省における環境問題に対する取組を強化するものであり、併せて国土交通行政における環境配慮の体系とその実施状況を自ら点検する体制を明らかにするものである。

本計画は、目標期間を平成 24 年度までの 5 ヶ年と設定しており、本計画に基づく取組の進め方として、定期的な点検を実施し、その状況を広く国民に公表することとしている。

平成 23 年度の点検では、平成 22 年度の実績、平成 23 年度の実況等について点検を行った。なお、点検は国土交通省環境政策推進本部幹事会で行った。

2. 点検結果

2. 1 点検結果

本計画の第3章別表（各施策一覧表）に示された224施策について、点検を行った。

点検の内容は、平成22年度における取組実績について、可能な限り定量的な評価を行うとともに、進捗状況をまとめた。また、今後の見通し及び課題として、平成23年度の取組状況について評価した。

本点検は、平成24年度を目標年度とする5ヵ年の計画期間の3回目の点検に当たるが、大半の施策において取組に進捗が見られた。なお、京都議定書の目標達成計画に関連する項目については、当該計画に基づき、別途点検が進められているところである。

予算制度については、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金（道路、治水、まちづくり、住宅、港湾等）を原則一括化し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせるものにした、「社会資本整備総合交付金」が平成22年度に創設されたため、地方公共団体が実施する施策の多くが当該交付金で行われるようになった。

2. 2 分野毎の取組実績状況ポイント

今後、国土交通省として重点的に推進すべき環境政策の分野の「5つの柱」毎の施策の代表例は以下の通り。

1) 京都議定書の目標達成に向けた取組（1. 関係）

①低公害車普及／次世代低公害車開発・実用化の促進、自動車の燃費改善

低公害車の普及について、平成22年度は、事業用電気・CNG・ハイブリッド自動車（環境対応車）の導入に対する補助を行うとともに、平成22年度補正予算措置において、環境対応ディーゼル車を補助対象に追加するなど、低公害車導入補助事業を拡充した。平成23年度は、低公害車導入補助事業を行うとともに、観光地等における電気自動車を活用した意欲的な事業展開を目指す事業者に対する補助を創設し、平成23年度補正予算措置において、環境性能に優れた自動車を購入する事業者に対する補助（エコカー補助金）を創設した。

自動車の燃費の改善について、自動車の製造事業者等により一層の燃費改善を促すため、平成22年6月より、新たな燃費基準の策定のための検討を開始し、平成23年10月に乗用車等の2020年度燃費基準の最終取りまとめを行った。

②住宅・建築物の省エネ性能の向上

一定規模以上の住宅・建築物の新築時等における省エネ措置の届出の義務付け等を含む省エネ法の的確な執行を図るとともに、平成22年度は、エコ住宅の新築やエコリフォームに対して多様な商品・サービスに交換可能なポイントを発行する住宅エコポイント制度のほか、住宅・建築物省CO2先導事業、建築物省エネ改修推進事業を実施し、

平成 23 年度は、これらの取組に加え、認定省エネ住宅（仮称）に係る税制特例措置を創設するなど、住宅・建築物の省エネ対策を推進した。

また、国土交通省、経済産業省及び環境省が連携し措置した、有識者、実務者等から構成する「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」において、省エネ基準適合義務化の対象、時期、支援策等についての方向性（骨子案）及び工程表（案）を平成 22 年 11 月に公表した。

2) 温暖化に対応した社会の骨格づくり（2. 関係）

①集約型都市構造の実現、地区・街区レベルでの包括的な都市環境対策の推進

これまで、都市の低炭素化については、都市計画制度により大規模集客施設等の都市機能の適正な立地を確保するとともに、都市機能（居住、公共公益施設、商業等）の中心部への集積促進、緑地の保全と緑化の推進、都市・地域総合交通戦略の策定及びそれに基づく交通結節点整備、公共交通の導入等に取り組んできた。

また、「低炭素都市づくりガイドライン」により、自家用車利用から公共交通への転換による CO2 排出削減、まちのコンパクト化による移動に伴うエネルギー消費量の削減等の環境改善等、集約型都市構造化による効果を評価することを可能にするとともに、包括的な都市環境対策の推進のため、先導的都市環境形成促進事業を通じて、先導性の高い取組への重点的支援、地区・街区単位でのエネルギーを面的に活用する取組に対する支援等を行った。

②炭素固定に資する木造住宅の振興

平成 22 年度は、住宅関連事業者からなる事業主体が地域において行う木造住宅の供給体制整備、普及推進、担い手育成、企画開発その他の事業に対して支援を実施するとともに、中小住宅生産者による地域材等を活用した木造の長期優良住宅の整備に対する支援を実施した。平成 23 年度は、平成 22 年度に引き続き、中小住宅生産者による地域材等を活用した木造の長期優良住宅の整備に対する支援を実施した。

3) 負の遺産の一掃と健全な国土に向けた取組（3. 関係）

①都市における生物多様性の保全の推進

国営公園の整備や、社会資本整備総合交付金による都市公園の整備、特別緑地保全地区等の土地の買入れや施設整備等に対する支援等の実施により、平成 22 年度においては、都市公園等整備面積は前年度より 1,498ha 増加し 118,165ha、特別緑地保全地区の指定については前年度より 21 地区 77ha 増加し 419 地区 2,369ha となり、都市における良好な自然的環境となる公園緑地の着実な確保を図った。

また、平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において、サイドイベントとして、パネルディスカッション「都市と生物多様性」を実施するとともに、COP10 及び同時開催された生物多様性国際自治体会議の会場において情報発信を行い、都市の生物多様性の確保に関する普及啓発を図った。

②良好な海域環境の保全・再生・創出

過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で、回復可能な面積約 7,000 ha（湿地 3,000 ha、干潟 4,000 ha）のうち、自然再生事業等の実施により、平成 22 年度までに 1,579 ha（湿地 111 ha、干潟 1,468 ha）を再生した。具体的には、平成 22 年度において堺泉北港、徳山下松港等において干潟の造成を実施した。また、炭素固定（ブルーカーボン）に関する調査研究・技術開発を実施した。

4）環境を優先した選択の支援・促進（4．関係）

①下水道資源の有効利用の推進

平成 22 年度は、社会資本整備総合交付金等により、下水道バイオガスの利活用や下水汚泥の固形燃料化等の新エネルギー利用を推進するとともに、「下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン（案）」や「リン資源化の手引き」等の周知を図り、下水汚泥の資源・エネルギー利用を推進した。平成 23 年度は、これらの取組に加え、下水道革新的技術実証事業により、下水処理場の省エネルギー化・新エネルギー利用に関する技術開発を推進した。

②リサイクルポート高度化プロジェクトの実施

平成 22 年 9 月に、「港湾における循環資源の取扱いに関する指針」を作成し、循環資源の取扱いに関する港湾の管理運営の指針として、リサイクルポート指定港の港湾管理者宛てに周知した。また、平成 23 年 1 月に、新たに境港をリサイクルポートに指定するとともに、同港における循環資源の保管施設整備に対して補助を実施した。

5）地球環境時代の技術開発・国際貢献（5．関係）

①鉄道分野における国際貢献

米国、ベトナム等の鉄道整備案件に関する政務三役と各国要人との会談の他、米国での高速鉄道セミナー（平成 22 年 6 月シカゴ、平成 23 年 1 月ロサンゼルス）等を実施した。また、先進国向け高速鉄道・都市鉄道案件への国際協力銀行（J B I C）の投資金融を可能とする制度改正（高速鉄道は平成 22 年 4 月、都市鉄道は平成 22 年 11 月に政令指定）や我が国鉄道技術・規格の国際標準化を進めるための鉄道国際規格センター設置等、我が国鉄道システムが採用され、相手国に貢献するための取り組みを行っている。

②国際海運における大気汚染物質及び二酸化炭素排出削減対策

2011 年 7 月に開催された国際海事機関（IMO）の海洋環境保護委員会において、国際海運における CO2 排出規制を導入するため、我が国が主導的な立場で作成した海洋汚染防止条約（MARPOL 条約）の一部改正案の審議が行われ、採択された（2013 年 1 月発効予定）。この規制により、何らの対策も講じない場合に比べ、2030 年には 20%超、2050 年には 35%超の CO2 排出削減効果が見込まれる。また、この規制導入は、高い省エネ技術力を持つ我が国海事産業の国際競争力向上にも、大きな効果が期待されるものである。

3. 今後の取組

本点検を踏まえ、各施策について、引き続き取組を推進する。

地球温暖化対策については、地球温暖化対策基本法案の審議状況や気候変動枠組条約第 17 回締約国会議（COP17）の結果を踏まえつつ、各取組を引き続き推進していく。また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災と福島原発事故等の影響により、エネルギー・環境政策の抜本的見直しが進められているところであることから、国土交通省の中期的地球温暖化対策もそれと整合性がとれたものとなるよう、その動向に十分に注意を払っていく。

生物多様性の保全については、平成 22 年 3 月の生物多様性国家戦略の改定や、平成 22 年 10 月に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された「愛知目標」を踏まえ、河川、都市緑地、海岸、港湾等における生息・生育地の保全・再生・創出等の取組を引き続き推進していく。

また、平成 24 年春頃には第 4 次環境基本計画の策定が、平成 24 年夏頃には国土交通省の中期的地球温暖化対策、新社会資本整備重点計画、政府の「革新的エネルギー・環境戦略」の策定が予定されており、これらを踏まえ、新たな環境行動計画の策定を検討していく。

資料 1 平成 22 年度から平成 23 年度（点検時点まで）にかけての国土交通行政に係る環境政策に関する動向

○「持続可能で活力ある国土・地域づくり」の推進

持続可能で活力ある国土・地域づくりを推進するため、持続可能な社会の実現、安全と安心の確保、経済活性化、国際競争力強化と国際プレゼンスの強化という 4 つの価値の実現に向けて取り組んでいく必要がある。とりわけ、持続可能な社会の実現のため、低炭素・循環型システムの構築が急務であり、広範な国民生活・経済に直接関わっているという国土交通省の特性を活かし、エネルギー、資源、自然共生の観点から積極的に取り組む必要があるところ、国土交通省は平成 23 年度より、まち・住まい・交通の創蓄省エネルギー化等の各種施策について推進している。

○地球温暖化対策

・東日本大震災以後の環境・エネルギー政策の見直しの動き

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機に喚起されたエネルギー政策の課題を踏まえて、政府として、本年夏を目途に、原子力政策、エネルギーミックス、地球温暖化対策からなる「革新的エネルギー・環境戦略」を策定すべく、地球温暖化対策に関する議論を重点的に進めている。

・中期的地球温暖化対策

平成 21 年 12 月の COP15 において、先進国の中期目標や途上国の排出削減計画、途上国支援などが記載された「コペンハーゲン合意」を留意することが決定された。我が国は、本合意に賛同し、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020 年に、温室効果ガスを 1990 年比で 25%削減するとの目標を提出した。また平成 22 年 11 月～12 月の COP16 において、「コペンハーゲン合意」に基づく、2013 年以降の国際的な法的枠組みの基礎になり得る、包括的でバランスの取れた決定を採択した。

平成 23 年 12 月の COP17 では、国際的枠組みに関して、可能な限り早く、遅くとも 2015 年中に議論を終え、2020 年から発効及び実施するとの道筋が合意された。他方、京都議定書の第二約束期間について、その設定に向けた合意がなされたが、我が国は同約束期間には参加しない方針を表明し、自主的な削減努力を実施することとしている。

国土交通省では、2013 年以降の中期的地球温暖化対策について、平成 23 年 1 月から国土交通省の中期的地球温暖化対策の検討を開始し、分野別に関係業界や有識者のヒアリングを実施し、議論を重ねてきた。平成 24 年 3 月に、国土交通省の中期的地球温暖化対策の中間とりまとめを行う。

・地球温暖化対策基本法案

平成 22 年 3 月、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項等を定めた地球温暖化対策基本法案が閣議決定され、第 174 回通常国会に提出されたが廃案となった。平成 22 年 10 月、同内容の法案が第 176 回臨時国会に提出されたが、継続審議となっている。

国土交通省関係では、省エネ住宅・建築物の促進や公共交通の利用促進等の施策が盛り込まれている。

・「地球温暖化対策のための税」の導入

平成 23 年度税制改正大綱において、税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源 CO2 排出抑制のための諸施策を実施していく観点から「地球温暖化対策のための税」を明記したが、国会における審議の結果、この改正事項については見送られた。しかしながら、平成 24 年度税制改正において、引き続き実現を図ることとされている。

なお、環境負荷の少ない大量輸送機関である海運、鉄道、航空分野については、モーダルシフトの推進や公共交通機関の利用促進などが地球温暖化対策に資するものであることから、これらの分野に対し還付措置を設けることとなった。

・環境モデル都市

内閣官房地域活性化統合本部において、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市を「環境モデル都市」として選定し、関係省庁が連携してその実現を支援するもので、平成 24 年 1 月時点で 13 都市が選定されている。

平成 20 年 12 月には、「環境モデル都市」の優れた事例の全国展開や国内外への情報発信のため、意欲ある自治体、関係省庁、政府関係機関等から構成される「低炭素都市推進協議会」が設立され、また、平成 22 年 5 月には、都市・地域の低炭素化施策推進 WG、グリーン・エコノミーWG、全国展開型ベストプラクティス普及促進 WG が設置され、平成 23 年 2 月には横浜市において低炭素都市推進国際会議が開催された。低炭素都市推進協議会には、平成 24 年 1 月時点で 204 団体が参加している。

・「環境未来都市」構想

「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)の中で、21 の国家戦略プロジェクトのひとつとして位置づけられた本構想は、限られた都市・地域を環境未来都市として選定し、そこで環境や超高齢化等の点で優れた成功事例を創出するとともに、それを国内外に普及展開することで、需要拡大、雇用創出等を目指す。

平成 23 年 12 月に、被災地域から 6 件、被災地域以外の地域から 5 件の合計 11 件のプロジェクトが選定されており、選定されたプロジェクトのうち、とりわけ緊急性・重要性の高い被災地域におけるものについて、国土交通省はあらゆる政策メニューを動員することにより、世界に誇れるモデル事業を展開し、早急な復興を実現することを目指す。

○自然共生と生物多様性の保全

平成 22 年 10 月には生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市で開催され、長期目標（2050 年）の「自然との共生」や短期目標（2020 年）の「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」、さらに 20 個の個別目標等を定めた新戦略計画（愛知目標）が採択された。

また、2011 年から 2020 年までの 10 年間を「国連生物多様性の 10 年」とし、愛知目標の達成に向けて各国が積極的に取り組んでいくことが国連総会で採択されたことを受け、平成 23 年 9 月、「国連生物多様性の 10 年日本委員会」が設立された。

さらに、COP10 の成果を踏まえて生物多様性国家戦略 2010 を改定するため、平成 23 年 2 月、中央環境審議会への諮問が行われた。

国土交通省においては、愛知目標や生物多様性国家戦略 2010 の目指す自然共生社会の実現に向けて、地域連携保全活動の促進や河川・港湾・海岸や都市部における自然環境の保全・再生・創出等の取組を推進している。

資料2 法令及び計画

○環境に関する法律の制定・改正

・大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成 22 年 5 月法律第 31 号）

事業者及び地方公共団体による公害防止対策の効果的な実施を図るため、ばい煙量等及び排出水等の汚染状態の測定結果の記録義務の違反に対する罰則、ばい煙の排出及び汚水又は廃液による水質の汚濁の防止のための必要な措置等の実施に関する事業者の責務等を定めている。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年 5 月法律第 34 号）

廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、廃棄物処理業の優良化の推進、適切な循環的利用の確保等を定めている。

・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）（平成 22 年 12 月法律第 72 号）

生物の多様性が地域の自然的・社会的条件に応じて保全されることが重要であるため、地域における多様な主体が連携して行う生物の多様性の保全の活動を促進し、豊かな生物の多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活を確保することを目的として制定された。環境省、農林水産省、国土交通省 3 省の共管であり、国土交通大臣も主務大臣となっている。国土交通省関連では、都市緑地法の特例措置が設けられ、国や地方公共団体は、地域の保全活動に関して情報の提供や助言等の援助を行い、活動を促進することとしている。

・環境影響評価法の一部を改正する法律（平成 23 年 4 月法律第 27 号）

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）については、施行後 10 年を経過した時点で施行の状況について検討し、必要な措置をとることとされていたことを受け、平成 22 年 3 月、事業の計画の立案段階における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討、環境の保全のための措置等の実施の状況についての報告等の措置について規定している。

・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年 6 月法律第 67 号）

環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっていることにかんがみ、協働取組の推進を目的等に追加し、各主体間の協定の締結を促進する仕組みの整備等を図るとともに、環境教育等支援団体の指定、体験の機会の場の認定等の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の一層の推進に必要な事項を定めている。

- ・東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成 23 年 8 月法律第 99 号）

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題になっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定めるとともに、市町村が災害廃棄物の処理に当たって負担する費用について、必要な財政上の措置を講じることが定めている。なお、同法に基づき、平成 23 年 11 月に「東日本大震災により海に流出した災害廃棄物の処理指針」を、環境省、農林水産省及び国土交通省の 3 省において定め、関係都道府県に通知した。

- ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年 8 月法律第 110 号）

事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにし、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定める。

（以下、平成 24 年通常国会提出法案）

- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（平成 24 年 2 月 21 日閣議決定）

2011 年 7 月に国際海事機関（IMO）において、我が国の主導により、外航海運における二酸化炭素の排出量削減に関する国際条約が採択されたことから、総トン数 400 トン以上の新造船に対する二酸化炭素排出量に係る基準を導入するとともに、一定の船舶に対する二酸化炭素放出抑制航行手引書の作成及び備置き等の義務付け等を定める。

- ・都市の低炭素化の促進に関する法律案（平成 24 年 2 月 28 日閣議決定）

社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることから、都市の低炭素化を図るため、市町村による低炭素まちづくり計画の策定及びこれに基づく都市機能の集約化や公共交通機関の利用促進、緑化や未利用エネルギーの利用の促進等に係る特別の措置、民間等の低炭素建築物の認定制度の創設等について定める。

- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（平成 24 年 3 月 13 日閣議決定）

我が国経済の発展のためには、エネルギー需給の早期安定化が不可欠であり、供給体制の強化に万全を期するとともに、その上で、需要サイドにおいては、持続可能な省エネを進めていく観点から省エネ法の改正を実施する。具体的には、需要家が電力需要ピーク時

の系統電力の使用を低減する取組を行った場合にこれを評価できる体系を構築する。また、住宅・建築物分野において省エネ対策を強化するため、他の建築物や機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する機器を新たにトップランナー制度の対象に追加する。

○環境に関連する計画等の策定

・新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）

新たな需要と雇用の創造による成長を目指して、平成 22 年に閣議決定された。グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーション、観光等の 7 つの戦略分野が定められており、具体的な施策として、「固定価格買取制度」の導入等による再生可能エネルギーの急拡大、「環境未来都市」構想など 21 の国家戦略プロジェクトが挙げられている。

・エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）

エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基づき政府が策定する計画であり、平成 22 年に第 2 次改定が行われ、エネルギー政策の基本である 3E（エネルギーセキュリティ、温暖化対策、効率的な供給）に加え、エネルギーを基軸とした経済成長の実現と、エネルギー産業構造改革が追加された。2030 年に向けた目標も掲げられたが、東日本大震災を契機とした福島第一原子力発電所における事故等を踏まえ、現在、見直しが行われている。

・バイオマス活用推進基本計画（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）

バイオマス活用推進基本法に基づき、バイオマスの活用の促進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等について定めるものである。国土交通省関連では、下水汚泥と建設発生木材について、2020 年における利用率の目標を定めている。

・基本方針～エネルギー・環境戦略に関する選択肢の提示に向けて～（平成23年12月21日エネルギー・環境会議決定）

東日本大震災及び原発事故に起因するエネルギー制約の状況を踏まえ、国家戦略担当大臣を議長とし、国土交通大臣も構成員の一員となっているエネルギー・環境会議において、エネルギーシステムの歪み・脆弱性を是正し、安全・安定供給・効率・環境の要請に応える短期・中期・長期からなる革新的エネルギー・環境戦略を、平成 24 年夏を目途に策定する方針である。

同戦略の策定に向け、平成 24 年春を目途に原子力政策・エネルギーミックス・地球温暖化対策の選択肢を提示する予定で、平成 23 年 12 月、エネルギー・環境会議は、コストの検証と今までの関係機関での議論を包括的に取りまとめ、革新的エネルギー・環境戦略に関する選択肢提示に向けた基本方針を策定した。

資料3 環境政策に関連する審議会等の審議状況

○社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会

平成22年6月25日 第13回合同会議
平成23年1月14日 第14回合同会議
平成23年6月6日 第15回合同会議
平成23年7月11日 第16回合同会議
平成23年9月14日 第17回合同会議
平成23年12月7日 第18回合同会議
平成24年2月16日 第19回合同会議
平成24年3月14日 第20回合同会議

○交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会自動車燃費基準小委員会

平成22年6月28日 第1回
平成22年9月13日 第2回
平成22年10月28日 第3回
平成23年1月5日 第4回
平成23年6月24日 第5回
平成23年8月11日 第6回
平成23年10月20日 第7回

○社会資本整備審議会都市計画部会都市計画制度小委員会

平成24年1月19日 第15回（議題：都市の低炭素化の促進について）

資料4 平成22年度補正予算及び平成23年度予算の状況

①平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費

平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費においては、住宅エコポイントの1年延長（1,412億円（国土交通省、経済産業省、環境省合計分））等が計上された。

②平成22年度補正予算

平成22年度の補正予算においては、住宅エコポイントの対象拡充（30億円（国土交通省、経済産業省、環境省合計分））、公共交通等のグリーン化（77億円）、都市鉄道整備事業等の推進（70億円）等が計上された。

③平成23年度当初予算

平成23年度予算においては、低公害車等普及促進対策補助金（10億円）、地下高速鉄道の整備（211億円）、先導的都市環境形成促進事業（5億円）、長期優良住宅等推進環境整備事業（2億円）等が計上された。

④平成23年度3次補正予算

平成23年度の第3次補正予算においては、住宅エコポイント（1,446億円（国土交通省、環境省合計分））、環境ストック活用推進事業（10億円）等が計上された。

⑤平成23年度4次補正予算

平成23年度の第4次補正予算においては、環境性能に優れた新車の購入に対する補助金（エコカー補助金）（219億円）等が計上された。

(参考 1) 京都議定書目標達成計画関係予算 (単位: 百万円)

	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
京都議定書 6 %削減約束に 直接の効果があるもの	40,195	25,204
温室効果ガスの削減に中長 期的に効果があるもの	1,873	1,651
その他結果として温室効果 ガスの削減に資するもの	43,278	29,636
基盤的施策など	10,607	8,751
合 計	95,953	65,242

(参考 2) 環境保全経費 (単位: 百万円)

	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
地球環境の保全	53,988	37,263
大気環境の保全	118,091	116,387
水環境、土壌環境、地盤環境 の保全	71,012	36,317
廃棄物・リサイクル対策	8,398	6,123
化学物質対策	17	17
自然環境の保全と自然との ふれあいの推進	36,114	31,939
各種施策の基盤となる施策 等	179	171
合 計	287,802	228,217

資料５ 平成２３年度税制改正の状況

地球温暖化対策・環境関連税制に関しては、省エネ鉄道車両に係る固定資産税の軽減措置の延長、スーパーエコシップ等の内航環境低負荷船に係る特別償却・買換特例の延長、国際競争力強化及び環境負荷低減に資する物流効率化施設に係る特例措置の延長、通勤交通のグリーン化促進のための交通用具常例使用時の通勤手当非課税制度の適正化等が措置された。

また、平成 23 年度税制改正大綱において明記された「地球温暖化対策のための税」に関しては、国会における審議の結果、この改正事項については見送られた。平成 24 年度税制改正において、引き続き実現を図ることとされている。

別 紙 調査票

1. 京都議定書の目標達成に向けた取組（温暖化対策の当面の取組）
2. 温暖化に対応した社会の骨格づくり（地球温暖化対策の中長期的な取組）
3. 負の遺産の一掃と健全な国土に向けた取組
4. 環境を優先した選択の支援・促進
5. 地球環境時代の技術開発・国際貢献